

令和6年第2回定例会（6月） 7月9日

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） それでは、総務常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案5件、請願1件について、7月3日に委員会を開催し、委員4名出席の下、審査を行いましたので、経過と結果を報告します。

まず、第49号議案 豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から、今回の条例の一部改正については、マイナンバー法の一部改正に伴い、本市が制定している条例の該当する箇所の一部改正を行うものです。例を挙げると、改正前の条例第3条第3項中にあり、国や自治体の個人番号を使う事務を指す「法別表第2の第2欄に掲げる事務」という文言は、法別表第2が廃止されたため、「特定個人番号利用事務」という文言に置き換えられます。最終的には、国の法律の改正においては、別表をなくした分を各省令で規定していくことで決まっている状況ですとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第53号議案 他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させることに関する協議についてであります。

執行部から、大分都市広域圏を形成している大分市の公の施設の一部、このたびは大分市大在東グラウンドについて、豊後大野市の住民の利用に供させるということで、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市との協議に関して議会の議決をお願いするものですとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第56号議案 工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、本議案は、今年度と来年度の2か年で実施することとしているケーブルテレビ通信機器を、現在の1ギガバイトから10ギガバイトに変更、更新するための工事に係る契約を締結するものです。要件設定型一般競争入札を行い、総合評価により5億2,250万円で株式会社九電工大分支店を落札者として決定しました。また、入札参加者は1者のみでしたが、予定価格の制限範囲内で調査基準価格を上回っていたことから、同者を落札者としたところだそうですとの説明がありました。

委員から、そもそも10ギガバイトを使う人はいるのか、また、1ギガバイトと10ギガバイトで料金はどれくらい変わるのかとの質疑があり、工事の施工に当たり、大分市の10ギガバイトの申込み状況等を参考にし、本市においては約67の事業所等が10ギガバイトを利用すると見込んでいます。また、1ギガバイトの利用者が10ギガバイトに変更する場合、料金は2,000円程度上がることとなりますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第57号議案 工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、市道久原柳瀬・伏野新田線橋梁上部工架設工事に係る契約を締結するもので、要件設定型一般競争入札を行い、総合評価により2億4,937万円で極東興和株式会社大分営業所を落札者として決定しました。本案件についても、入札者は1者のみでありま

したが、予定価格の制限範囲内で調査基準価格を上回っていたことから、同者を落札者としたところでの説明がありました。

委員から、入札不落でやり直したとのことだが、そのときの予定価格を教えてほしいとの質疑があり、予定価格は、1回目が税込みで2億3,403万8,200円、2回目も同額、そして、今回3回目で2,497万3,400円となっています。この金額の差については、実勢価格、単価改定に伴う再積算、それから1回目と2回目のときに予定していた残土の工事間流用について、該当する流用先がなくなったため、距離を再計算し直したところ増額となりましたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第58号議案 財産の取得についてであります。

執行部から、消防本部東分署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するもので、契約の相手方は大分市の株式会社消防防災大分本店、契約の方法は指名競争入札、購入金額は7,953万円ですとの説明がありました。

委員から、現在、東分署にある水槽付消防ポンプ自動車の処分方法はどのようにするのかとの質疑があり、公売とする考えを持っていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

最後に、請願受理番号3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書であります。

紹介議員から、政府予算編成スケジュールでは、6月にいわゆる骨太方針が閣議決定、8月には各省からの概算要求が取りまとめられ、年末までに財務省と各省間の最終的な協議が行われます。総務省担当者などが予算案を編成する際は、こうした地方からの意見書の集まり具合にも注目していると言われます。この意見書の採択を継続することは、地方自治に対する視点を自治体側が強く持っていることの裏づけとしても重要と考えていますとの説明がありました。

委員から、去年の請願書に上げられていた「森林環境譲与税の人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと」という項目が今年には削除されているが、これは達成ができたため削除されたのかとの質疑があり、紹介議員から、この件については調査して回答しますとの答弁がありました。その後、紹介議員から回答があり、改善できていることを確認しました。

慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会発議で提出することにいたしました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査について、その経過と結果の報告を終わります。